

2023年11月14日

東京都知事  
小池百合子様

一般社団法人スタートアップエコシステム協会  
代表理事 藤本 あゆみ

## 要 望 書

東京都は2022年11月に、スタートアップと共に新たな時代を切り拓き、東京の課題解決と成長に繋げる取組を徹底的に進めていくため、新たな戦略“Global Innovation with STARTUPS”を策定されました。それ以降、当該戦略の遂行に大変なご尽力をいただいています。この戦略では、10x10x10(グローバル10倍、裾野の拡大10倍、官民共同10倍)のイノベーションビジョンを掲げ、これまでとは一線を画した積極的な取り組みを、国や他の自治体に先駆けて実施されています。他方、世界各国では我が国以上のスピード感での取り組みが行われており、スタートアップ都市としての東京都の評価は、未だに低迷しています。そのため、スタートアップを通じたイノベーション創出で世界をリードするため、以下の取組の実施を、一般社団法人スタートアップエコシステム協会として東京都に要望いたします。

東京都の職員のみなさまがご尽力されている取り組みをより一層加速いただくとともに、まだ手をつけられていない領域での手を打っていくことで、Global Innovation with STARTUPSを実現し、東京を世界で最も輝く都市としていただくよう、必要なリソースの投入をお願い申し上げます。

### 1. 民間事業者と行政を繋げる存在となる非営利法人の運営支援

近年、スタートアップの支援者の数は増えているが、今後のスタートアップエコシステム(スタートアップを取り巻く環境)の発展のためには、スタートアップ支援者同士の繋がりを強化してより円滑な連携を図るとともに、東京都をはじめとした行政との協力関係を構築する

ことが必要になってくる。海外では、Global Entrepreneurship Network(米国を中心とした全世界に展開)のような非営利法人が民間事業者同士や行政との連携の促進に大きな役割を果たしている。その一方で、設立してから数年しか経っていないスタートアップ支援者や、その集まりである新興の非営利法人は、経済的基盤が不安定であり、定常的に東京都と連携して事業を実施する事が困難である。2023年度には、東京のスタートアップエコシステムの結節点として Tokyo Innovation Base が開設される予定であり、Tokyo Innovation Base とスタートアップ支援者の連携を行うため、スタートアップ支援者の集まりである非営利法人が大きな役割を果たすことが期待される。そのため、東京都には、スタートアップ支援者の集まりである新興の非営利法人の運営基盤の支援を要望する。

## 2. 国際的なアントレプレナーシップ教育の強化

これまでとは次元の異なる、10x10x10 ののビジョンを達成するには、多くの次世代の起業家(アントレプレナー)の輩出が必要不可欠である。現在、東京都も文部科学省も多くの取り組みを開始しており、先進国諸国に比べて低い起業活動の改善を図るため、アントレプレナーシップ教育(起業家教育)を多様な年代の学生に提供されている。

その一方で、アントレプレナーシップ教育を拡充することだけでは、世界的に活躍できる起業家を輩出することは困難である。そもそも、海外では、起業家は国際的な感覚を持ち、世界市場を見据えた人材であることが求められる。そして、そのような人材を我が国で育成するためには、若い世代に、アントレプレナーシップ教育と組み合わせることで早い段階で海外を知る機会を提供することが必要である。現在、都立高校の学生を中心に留学の機会が提供されているが、その取組を一層拡大し、起業に関心のある多くの学生が留学の機会を得られるよう、アントレプレナーシップ教育に特化した留学プログラムの実施を要望する。

## 3. "ダッシュボード"によるスタートアップ施策の状況の見える化

世界各国、特にフランス、オーストリア、ドイツなどではスタートアップエコシステムの見える化を行い、グローバルに発信をしている。他方、我が国には、スタートアップの数、投資家の数、スタートアップ支援者の数、スタートアップ関連政策の実施状況をはじめとしたスタートアップエコシステムの情報を一覧性を持って把握するツールや Web サイトが存在しない。INITIAL や STARTUP DB といった民間のスタートアップのデータベースが存在しスタートアップの情報収集・発信といった役割を担っているが、包括的なスタートアップエコシステムや政策の

情報源が求められている。そういったダッシュボード(一覧性のある情報源)があれば、海外の起業家や投資家に対して、東京のエコシステムの状況を発信することが可能となり、多くの企業や人材を海外誘引するとともに、政策の実施状況の可視化・透明化を行い理解者や協力者を増やしていくことが可能となる。東京都には、スタートアップエコシステムのダッシュボードの構築を要望する。

フランス <https://ecosystem.lafrenchtech.com/intro>

オーストリア <https://austria.dealroom.co/intro>

ベルリン <https://startup-map.berlin/intro>

#### 4. 海外スタートアップ・海外投資家・海外スタートアップ支援者の誘致の強化

東京が国際的なスタートアップ都市として注目され、東京発のスタートアップが世界市場で活躍するためには、海外のスタートアップ・投資家・スタートアップ支援者をより多く東京に誘致することが必要である。海外の知見を持ったスタートアップ・投資家・支援者が東京で活動しなければ、東京発の多くのスタートアップが世界目線で事業を成長させることは難しい。なぜなら、世界から隔絶された環境で育ったスタートアップが、海外のスタートアップと渡り合い、海外投資家から大規模な投資を得て、世界市場を席卷することは容易ではないためである。なお、イスラエル、韓国、チリといった各国は米国を中心とした他国の起業家や投資家を自国に引き入れることで、スタートアップエコシステムの国際化に成功したことで知られている。つまり、海外のスタートアップ・投資家・スタートアップ支援者の誘致が、世界市場で成功するスタートアップの輩出には欠かせない要素であり、東京都による多くの施策実施が期待される。東京都のスタートアップ支援拠点である Tokyo Innovation Base がオープンすることを契機に、これまでとは異次元のエコシステム国際化を要望する。

昨年度の City-Tech.Tokyo は、東京都初のグローバルなイノベーションイベントとして成功を収めた。そしてより規模を拡大した今年度の SusHi Tech Tokyo には多くの期待が集まっている。その一方で、世界最大の都市圏である東京の経済規模や、CES(Consumer Electronics Show)、Viva Technology といった海外のカンファレンスが10万人以上の規模であることを踏まえると、SusHi Tech Tokyo は数年以内に相当の規模(10万人以上)での実施を目指していただきたい。

## 5. スタートアップに飛び込む人材の増加

スタートアップが直面する最大の課題は人材採用である。成長にあたり、採用が進まないがために、その成長スピードが減速するスタートアップは無数に存在している。我が国では、優秀な人材の多くは、国によって事実上保護されている大企業に就職するが、アメリカ、中国、イスラエルといった諸国では、優秀な人材が活躍の機会を求めて起業やスタートアップへの就職をしている。米国のビジネススクールでは、最も優秀な学生層は自身で起業し、その次に優秀な学生層は有望なスタートアップに飛び込み、それ以外の学生が大企業を志向するすと言われている。そして、東京では、スタートアップに飛び込む人材をどれだけ増やせるか、スタートアップを有望な就職先・転職先として感じてもらえるかが、成長するスタートアップをどれだけ増やせるのかに直結する。これまで、東京都は Startup Career Fair や Starup Intern Fes といった、スタートアップに飛び込む人材を増やす取組を行っており、その重要な取組の継続・強化は強く求められる。

## 6. スタートアップ関連機関での職員研修

東京都は、一昨年度より、CIC Tokyo や Plug and Play といったスタートアップ関連機関に職員を派遣し、当該職員には研修生として実務に携わっていただいている。そういった研修生は、スタートアップが東京都職員を身近に感じるために大きな役割を既に果たしているが、今後、東京都庁に戻った後には更なる大きな活躍も期待される。スタートアップと日常から触れ合う現場で研修を行い、知見やネットワークを得て、その後東京都のスタートアップ関連施策に携わることで、より実効性のある政策立案ができるものと考えられる。是非、スタートアップ関連機関への派遣の継続・強化をご検討いただきたい。

## 7. Global Entrepreneurship Congress の誘致

世界最大のスタートアップ政策関係者の集いである Global Entrepreneurship Congress は、毎年持ち回りで行われている（2022年はサウジアラビア、2023年はオーストラリア）。この国際会議は、世界中のスタートアップ関係者が一同に集う場である。世界各国のスタートアップ関係者にとって“未知の国”と位置付けられる日本が、スタートアップ業界において重要な国として位置付けられるには、そういった会議の開催は有効な手段と考えられる。東京都として、世界に比肩する都市として、Global Entrepreneurship Congress を誘致し、全世界からスタートアップ政策関係者が集う場を用意いただきたい。

## 8.性別・性的指向・国籍等のダイバーシティの抜本的推進

スタートアップ経営者や投資家は、人口動態に比べて日本人男性偏りすぎており、ダイバーシティの欠如が度々指摘されている。米国で成功するスタートアップの多くは経営陣に移民が参画しており、多くの女性やLGBTQが海外のスタートアップで活躍をしている。それに比べ、日本のスタートアップ経営者や、ベンチャーキャピタルの投資意思決定者のほとんどが日本人男性であるとともに、スタートアップイベントの登壇者の多くもまた日本人男性であり、多様性に課題を抱えていると指摘せざる問えない。そのため、多様な人材、女性、LGBTQの方、日本生まれでない方など多様な人材がスタートアップで活躍できる環境を作る事が、世界的に活躍するスタートアップの輩出のために欠かせない。東京都にはスタートアップ業界における多様性の推進の積極的な旗振りの役割をお願いしたい。

以上

令和5年11月14日

東京都知事 小池 百合子 様

**東京都認証保育所推進連盟**

全国認可保育所東京都認証保育所協会

会長 毛利 千恵

一般社団法人 日本こども育成協議会

会長 溝口 義明

**令和6年度 東京都予算等に対する要望書**

東京都認証保育所及び当推進連盟に対しましては、日頃よりご指導ご支援を賜り、心より感謝申し上げます。令和5年度の要望書については、看護師を配置するための加算を新設していただき重ねて御礼申し上げます。

認証保育所は、令和5年4月現在、定員14,618人となり、5年前の20,759人と比較して、約3割減となっております。しかし、乳幼児人口の減少に加え、認可保育所への移行促進策が実施される中でも、利用児数は12,000人を超えており、依然として、地域の子育てニーズに応える存在となっております。

その理由としては、認可保育所とは異なり、利用者との直接契約による入所や一時的、緊急的なニーズへの対応など、子どもや保護者のニーズに柔軟に対応していることにあります。また、こうした地域の子育てニーズに応えるため、あえて認可保育所への移行しない途を選択する事業者も少なからずおります。

当推進連盟といたしましては、引き続き、東京の多様な子育てニーズに応えられるよう、創意工夫を重ねてまいります。

このため、次により、令和6年度東京都予算等の要望をとりまとめましたので、ご検討の上、実現のほど、よろしく願い申し上げます。

## 要 望 事 項

### 1 運営費の単価の見直しについて

(全国認可保育所東京都認証保育所協会)

すでに認可保育所では実施された公定価格の引き上げに伴う、認証保育所の運営費の増額を要望いたします。

#### 【要望理由】

認証保育所の運営費は、認可保育所に適用される公定価格の引き上げに伴って改定されるものと考えられます。令和2年に166,400円だった0歳児の運営費単価は、令和5年には168,040円、同様に1・2歳児については119,920円だった単価が121,080円、暫時増額されていることは事実です。

ただ、その増額幅は3年を経ても0歳児で1,640円、1・2歳児に至ってはわずかに1,160円程度の微増にとどまっています。

一方、社会情勢は事業者にとっては年を追うごとに大変に厳しくなっています。給食費や消耗品費などの物価の著しい高騰はもとより、電気代などの燃料費の高騰、社会保険料等も増額されています。さらに、令和5年10月に改訂された最低賃金の増額も東京都では41円と決定しました。事業者にとってはこれも大変大きなインパクトです。

物価高騰などの生活実感に報いるために職員に対し賃上げすることが離職を食い止める手立てです。処遇改善など人件費への手当てがなされていることも大変ありがたく感じています。その一方で園の運営に資する資金の増額は大きくは行われていません。保護者も負担が増大している中、保育料に転嫁することもかなわず、運営費の単価を社会状況の実態に即し、事業者の事業の安定的な運営に資する額に増額していただけますようお願いいたします。

## 要 望 事 項

### 2 要支援児童への支援について

(全国認可保育所東京都認証保育所協会)

(1) 認証保育所での児童発達支援施設の実施を要望いたします。

#### 【要望理由】

R5年4月1日より、法改正により保育所等の設備や人員等を共有兼務できるようになりましたが、認証保育所内においても設備や人員等を兼務し児童発達支援施設の開所が可能になるよう制度の見直しをお願いいたします。(規模的に小規模な形でも)

(2) 小規模の認証保育所で受託する支援の必要な児童に対し、十分な支援のための職員体制が確保できるよう、加算の増額を要望いたします。

#### 【要望理由】

現在、医療的ケア児や発達障害児など本人が困難を抱えるケース、あるいは要支援家庭で育つ児童など、様々な事情を持ったお子様を保育する機会が増えてきました。こういった、一定の困難を抱える児童や家庭の中には認可保育所に空きがないから入所できないだけでなく、積極的に小規模で手厚い認証保育所を選ぶケースもあり、認証保育所としての価値が認められていると感じます。

これらの対応には相当なマンパワーが必要になることも事実です。その一方で補助や加算については十分とは言えません。「管外の子どもの補助はつけられない」と区市町村が違うことで補助がでない、要支援のお子様の中には保育士がつきっきりになるなど実際の手がいる、「要支援」の認定には要件がある、発達障がいと言っても非常にセンシティブな問題で認定をとることが難しかったり保護者が認めることができなかつたりする等、理解や協力がいただけない場合もあります。

現在も保育力強化事業などの項目はありますが、充実した支援体制をとるには十分とは言えません。同じ都民のお子様を支えるうえで、認可保育所であれば十分な補助や職員体制によって環境を整えることができるのと同様に、受け皿として認証保育所が担っている内容に対し、適切な加算の設置をよろしくをお願いいたします。

## 要 望 事 項

### 3 立入調査の実地調査時間の短縮について

(全国認可保育所東京都認証保育所協会)

立入調査の準備や立ち入り調査の立会等による施設長ならびに保育士の負担軽減のため、調査の効率化ならびに実地調査時間の短縮を要望いたします。

#### 【要望理由】

現在、認証保育所における立入調査は、施設に問題がない場合、数年に 1 回実施され、現場での実地調査時間は 3 時間から 4 時間かかっています。一方施設は保育の質向上、あるいは補助金にかかわる事務量の増加などでスタッフに余裕がなく、立入調査の準備や立会に際し、残業が増えてしまう現状です。

数年前コロナ禍での立入調査については、実地調査時間短縮のために事前の書類確認などが実施されていきましたので、引き続きこのような効率化策を実施いただくことを要望いたします。

## 要 望 事 項

### 4 保育従事職員宿舎借り上げ支援事業について

(全国認可保育所東京都認証保育所協会)

保育従事職員宿舎借り上げ支援事業の実施の継続並びに現行水準の維持を要望いたします。

#### 【要望理由】

保育従事職員宿舎借り上げ支援事業は、事業開始以降、対象の範囲が拡大され勤務年数の要件が緩和されるとともに、国制度の補助率改善による事業主負担の軽減が行われるなどの経過の中で、すでに現場にとっては、欠かすことのできない保育士確保策の一つとなっております。

この数年、すでに都内の区市町村では事業者に向けて時限制度であったことに鑑み、今後の減額または廃止が提示されている区市もあります。減額または廃止は、直接に保育士の生活を脅かし、離職・転居等を誘発するものです。また、仮に減額となった場合でその保育士に継続して働いてもらうためには、事業者は自己負担で制度を継続せざるを得ず、多額の家賃負担を余儀なされる事態も生じかねません。

高負担ゆえに事業者が補填することが不可能な場合、これまでのような保育士確保は困難になり、現場が混乱に陥ることも予想されます。

申し上げるまでもなく、東京都の賃料は他県とは比較にならない高水準のまま推移しており、空き家問題が生じている今日においても、その水準が下がる気配はありません。同時に、保育は人がいないと成立しません。認証保育所で働く保育士の生活にとって宿舎借り上げ支援事業の廃止は、直接に最も大きな打撃を与えることも予想されます。

第一に、この事業の継続を要望いたします。

第二に、従来と同水準の支援の実施をぜひ継続していただきますよう重ねて要望いたします。

## 要 望 事 項

### 5 非就園児童の支援について

(日本こども育成協議会)

都においては「多様な他者との関わりの機会の創出」事業が実施され、国においては「こども誰でも通園（仮称）制度」の実施が予定されております。

これら制度、事業の実効性を確保するため、保育施設にもファミリーソーシャルワーカーとも言うべき職員（非常勤）の配置に要する経費について、都において、補助対象とされるよう要望いたします。

併せて、国に対し、補助基準への当該経費の算入についても働きかけられるよう要望いたします。

#### 【要望理由】

国の就学前教育・保育の実施状況調査（平成23年度）の「未就園児の居場所（推計）」によれば、3歳以上児の95.4%は、認可外保育所を含めた保育施設又は幼稚園に就園しておりますが、0～2歳児は、幼稚園が0%、保育施設が28.8%で、71.2%が未就園児で家庭等で養育されていることとなります。

東京都が実施された「多様な他者との関わりの機会の創出」事業につきましては、地域の子育てインフラである保育施設を活用し、家庭での子育てを支援する事業として、大いに期待できるものと考えております。

本事業を効果的に実施するためには、「待ち」の姿勢ではなく、地域の子育て家庭を把握し、そのニーズに即した支援を積極的に行う「攻め」の姿勢が重要と考えます。

都においては、区市町村に連携調整員を配置し、子供家庭支援センターなどとの連携により、支援が必要な家庭を本事業の利用につなげるとされておりますが、本事業の中核をなすと思われる子供家庭支援センターは、区市町村に1か所しかなく、かつ、土日休館が多いため、きめ細やかな子育て支援が十分発揮できないおそれがあります。

都内の認可保育所、認証保育所は合わせて4,000か所以上あるので、これら施設が連携調整員と連携して子育て家庭へのアウトリーチをすることにより、よりきめ細やかな子育て支援が可能となり、育児の孤立化防止にも資するものと考えます。

この事業を成功させるために、保育施設にもファミリーソーシャルワーカーとも言うべき職員（非常勤）を配置されるようお願いいたします。

また、国においても同様の制度の実施が予定されていることから、国に対し、補助基準への当該経費の算入についても働きかけられるようお願いいたします。

## 要 望 事 項

### 6 幼児教育・保育の無償化について

(日本こども育成協議会)

幼児教育・保育の無償化については、国においては、認可外保育施設も対象とされておりますが、改正法の施行後5年を目途として必要があると認められるきは見直すとされております。また、0歳から2歳は、住民税非課税世帯を除き、本制度の対象外とされております。

都においては、認可外保育施設に対しては、子供の年齢に関わらず、多子世帯支援の観点から、利用料支援事業を実施されているところです。

子育て支援の観点から、現在の都制度を継続するとともに、国に対し、認可外保育施設に対する無償化の継続と0～2歳児の無償化を全世帯に拡大するよう、働きかけていただきたく要望いたします。

#### 【要望理由】

東京都におかれては、「認可外保育施設利用支援事業」として、認可外保育施設等を対象として、利用者負担の軽減策を独自に実施しているところです。さらに、10月から第2子についても第3子と同額の補助を行い、事業の充実を図ることとされているところです。

本事業は、認可外保育施設を利用する家庭の経済的負担を軽減する重要な施策であり、認証保育所を利用し続ける大きな要因になるものと感謝いたしております。

また、国においては、「次元の異なる少子化対策」を旗印に、少子化対策に力を入れるとしております。しかし、国の就学前教育・保育の実施状況調査（平成23年度）によれば、0～2歳児約317万人のうち保育施設を利用せず家庭等で養育されている子どもは約226万で7割がいわゆる未就園児となっております。

育児休業制度の普及充実も未就園の大きな理由の一つと思われませんが、0歳児の保育料は3歳以上児の保育料よりも高く設定されており、このことも未就園の一因になっていることも考えられます。

希望する家庭の子ども全てが入園できる保育制度とし、その保育料を無償化することにより、経済的負担が保育施設利用の障壁とならないようにすることが真の次元の異なる少子化対策と考えます。

東京都における認可外保育施設利用支援事業の継続とともに、我が国全体として効果的な少子化対策が講じられるよう、他の自治体とも連携し、認可外保育施設に対する無償化措置の継続と0～2歳児無償化の全世帯への拡大について、国に対して働きかけられるようお願いいたします。

## 要 望 事 項

### 7 保育士配置基準の見直しについて

(日本こども育成協議会)

我が国の保育士配置基準は、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(厚生省令)」により、0歳児3対1、1～2歳児6対1、3歳児20対1、4～5歳児30対1とされています。

東京都認証保育所も、この基準が準用されております。

70数年前に定められたこの基準は、国民の意識や生活様式、保育制度が大きく変貌した今日、保育士に過重な負担を強いる状況となっており、質的処遇の向上を図るうえからも見直す必要があります。

東京都におかれても、保育施設の実態を把握のうえ、児童福祉審議会等の意見も聞きながら、適正な基準を検討し、国に対して積極的に働きかけられるよう要望いたします。

#### 【要望理由】

保育士配置基準は、基本的な部分は70数年前に定められ、今日までほとんど改定されていません。この間、社会経済状況は大きく変貌し、保育施設も、0歳児の受入れ、原則8時間保育から11時間保育への延長、土曜開設、地域における子育て支援など増大多様化する子育てニーズに対応し、社会インフラとしての役割を担う存在となっています。

しかし、保育士資格を取得しても、約半数しか保育士として就労しない実態があり、休暇が取りにくい、実質的な勤務時間が長い、給料が安いなどがその原因とされ、労働人口が減少していく中で、保育士が働きやすい職場づくりは急務です。

保育事業者は、現行の配置基準の不十分さを補うため、多くの保育施設が国や自治体の配置基準を超えて保育士を加配している現状もあります。

欧米先進諸国では、特に、3歳以上児については、アメリカニューヨーク州及びイギリスが3歳児7対1、4歳児8対1、5歳児9対1、フランス及びドイツが3歳以上児13対1などの基準であると聞いており、我が国の基準より手厚い配置となっています。

令和5年6月13日に閣議決定された「こども未来戦力方針」では、「社会保障と税の一体改革」以降積み残された1歳児及び4・5歳児の職員配置基準について1歳児は6対1から5対1へ、4、5歳児は30対1から25対1へと改善することを検討する、としております。

これまで以上に、一人ひとりの子どもの特性に応じた援助ができるよう、保育士の質の向上と働きやすい職場づくりに向け、保育士確保に若干の余裕が生じてきた今日こそ配置基準を見直す時期であり、その改善に向けて国に働きかけるようお願いいたします。

令和 5年11月14日

東京都知事  
小池 百合子 殿

東京都水道事業者協会  
会長 小林 光一

## 要 望 書

平素は当協会の事業運営に深いご理解をいただき厚く御礼申し上げます。

東京の街並に各国の旅行者が行き来する風景はコロナ以前と遜色なく映ります。未だにコロナとの付き合いは続きますが、この3年間の都知事、都職員の皆様方のご努力には一都民として深く感謝致します。今後とも大都市東京の安心安全な街づくりを是非お願い致します。

また、水道事業はコロナ禍の3年間、都知事の理解の下、計画的に事業を推進していただきました。

コロナ初期、蔓延時にコロナ影響が経営に及ぼす不安、社員、協力業者の雇用への懸念を取り除いていただきましたこと協会員一同心より感謝申し上げます。

さて、東京都では「TOKYO 強靱化プロジェクト」を策定し、東京に迫る5つの危機（「風水害」、「地震」、「火山噴火」、「電力・通信等の途絶」・「感染症」）及び複合災害に対し、2040年代に目指す到達点とその実現に向けた施策を提示されました。

諸外国と比べ自然災害が多発する日本、世界で起こるマグニチュード6以上の地震の2割は我が国で発生している現状を考えますと、水道工事業者である私共協会の役割は十分理解しております。

日々の施工を通して発災時に対応できる能力を構築するために、職員、協力業者、資機材の確保に努め、生活に不可欠な「水の安定供給」を維持する思いを強くするところです。

現在、報道各社が「2024年問題」と称して取り上げています「働き方改革関連法」は、2019年4月1日に施行されておりますが、建設業においては適用開始までに5年間の猶予期間が設けられたものです。背景には建設業界の高齢化、人材不足での長時間労働の常態化といった労働環境問題があります。この困難な問題は猶予期間の5年間で要しても容易に解決には至っていません。

当協会として協会員が憂慮する諸問題を提起させていただきました。問題の長期化は経営を萎えさせ意欲を削ぐ結果を招きかねません。都知事のご理解を何卒宜しくお願い申し上げます。

## 1) 計画的な事業の推進

現在、世界情勢の混乱等による景気の乱高下など、会員からは将来の安定経営に対する不安の声も多数上がっております。

東京水道長期戦略構想 2020・東京水道施設整備マスタープラン・東京水道経営プラン 2021 などの中長期計画が発表されておりますが、景気の影響を受けることの無いよう、計画的に水道事業を推進いただくようお願いいたします。

東京都内外を問わず災害が発生した場合には、協会員の技術者・技能者が先陣を切って復旧に当たりますが、災害時に即応できる体制を維持するためにも、各事業者の安定経営が不可欠ですので、よろしくをお願いいたします。

## 2) 書類の簡素化等魅力ある建設業界の実現に向けた取り組み

建設業の働き方改革は、いよいよ来年 2024 年 4 月から本格始動いたします。

昨年、(一社)全国中小建設業協会が実施した現場実態調査について、(一社)東京都中小建設業協会が分析した結果、現状のまま令和 6 年度を迎えた場合、都内 77.4% の現場が法令違反で罰則対象となる恐れがあることがわかりました。

ここ数年来水道局との意見交換会が実施されてきましたが、提出書類には東京都共通様式が多く含まれておりますので、財務局を中心とした大幅な書類の簡素化に於いては他団体と協力しお願いしてまいります。また、水道局独自の書類の簡素化についても抜本的な削減をお願いいたします。

東京都中小建設業協会では、技術社員の残業軽減のため、施工完了後に書類作成期間を別途設ける提案を都知事・建設局に要望しておりますので、水道局におかれましてもご検討ください。

長時間労働の是正につながり、人手不足の中、これからの若者にとって魅力ある建設業界の実現に向けて、ご協力をお願いいたします。

## 3) 現場実態を踏まえた積算について

ここ数年、常設作業帯の設置が困難な路上工事については、資材置き場から現場までの移動時間等を考慮した実作業時間で歩掛を設定するようお願いをいたしました。

令和 5 年 2 月 28 日の国土交通省報道発表によれば、「時間外労働規制の適用に向けた工事積算等の適正化」として、施工の実態調査の結果を基に、今後、移動時間を考慮した積算にするための方法を多角的に検討していくとしています。特に都心部の現場に関しては実作業時間が短く、その分時間外労働が長くなり、罰則付上限規制(45 時間/月)に抵触することとなります。

よって、持続可能な健全経営実現のため、また建設業の担い手不足解消の一助とするためにも、令和 6 年度からの設計は日当たり全労働時間が 8 時間以内となるよう、見直しをお願いいたします。

令和5年11月14日

東京都知事 小池 百合子 殿

東京都管工事工業協同組合  
理事長 五十嵐 隆

## 要 望 書

平素は、当組合の事業運営に深いご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

当組合の創立は昭和6年ですが、戦後施行された中小企業等協同組合法に基づき昭和24年10月現組合に改組し、今日に至っております。

東京23区内で管工事業を営む小規模な事業者で構成しており、本日現在、組合員は1,016社です。相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もって、組合員の自主的な活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的に活動しております。

この間、一丸となり首都東京の水道及び下水道の普及に尽力するとともに、現在も多くの組合員が指定給水装置工事事業者、指定排水設備工事事業者として水道事業、下水道事業等の業務に取り組んでおります。

特に災害時の対応については、東京都水道局と都内及び都外水道施設等の復旧支援の、又、東京都下水道局とも排水設備の復旧に関する協定を締結しており、当組合は両局にとり不可欠な存在であると自負しております。

このように、日夜を問わず水道事業、下水道事業等の最前線を担い、日々努力を重ねている我々であります。未だ財政的に脆弱な組合員が多く、経営に不安を抱えております。

つきましては、令和6年度予算に関しまして、以下の通り要望いたします。

### 1. 東京都の業務推進に係る組合組織の活用について

東京都は、東京都の産業の基盤を支える中小企業の活性化に取り組んでおり、特に下水道局においては、浸水対策や震災対策など取り組むべき課題が多岐にわたる中、民間事業者との連携を一層強化して下水道事業を運営していくと承っております。

つきましては、災害時における排水設備の復旧や、排水なんでも相談所に対する協力体制を整え、官公需適格組合でもある当組合をこれら区部下水道事業の課題解決のため活用されることを要望いたします。

### 2. 水道緊急工事請負単価契約（漏水修理工事）の活用について

東京都の漏水率が3%程度と低い現状において、水道緊急工事請負単価契約（漏水修理工事）については、水道管の取替え工事が鋭意進んでいる中、年間を通した業務量がここ数年少なくなっております。

本契約受注者は、突発的な漏水事故や災害復旧等の緊急を要する工事への対応という重要な役割を担っていることから、迅速かつ確実に対応できる業務体制、高い技術力及び信頼性を有すること等が必要であり、業務体制や高い技術力の維持には安定して業務に携わることが必要不可欠です。

つきましては、近い将来想定される首都直下型地震や他道府県発災時の応急復旧活動支援等への備えのためにも、水道緊急工事請負単価契約（漏水修理工事）の活用を引き続き要望いたします。

### 3. 給水スマートメータ設置に係る請負単価契約の活用及び円滑な実施について

水道局では、デジタル技術を活用したお客さまサービスの向上と将来を見据えた業務の効率化、最適化等を目的として、令和6年度までに約13万個の給水スマートメータを先行導入する「水道スマートメータ先行実装プロジェクト推進プラン」を策定し、水道スマートメータの導入を進めていくと承っております。

現在、水道メータの設置、取替え等は、当組合に加入している組合員の多数が契約しているメータ引換工事等請負単価契約で主に実施しております。

今後、給水スマートメータの設置が進んでいくと思われませんが、給水スマートメータ設置の際には、電源投入や通信の有無の確認等、新たな作業が発生します。

つきましては、引き続き、給水スマートメータの設置について、当契約を活用していただくとともに、給水スマートメータ設置が円滑に実施できるよう要望いたします。

以 上

東京都知事  
小池 百合子様

**令和6年度  
東京都予算編成等に対する要望書  
ワンヘルス条例制定について**

令和5年11月14日



公益社団法人 東京都獣医師会  
会長 上野 弘道

東京都港区南青山1-1-1 新青山ビル西館23階  
電話 03-3475-1701 FAX 03-3405-0150

ワンヘルスアプローチは社会を良くする「well-being (ウェルビーイング)」の取組みにつながる。ワンヘルスと SDGs は密接な関係がある。SDGs は経済・社会・環境の 3 つのバランスがとれた社会を目指すことである。ワンヘルスは、個人の幸せだけでなく、社会や地球全体が健康でバランスのとれた状態を目指すものである。

「人々が暮らしたい、働きたい」東京であるためには、経済性・利便性と共に心の豊かさも実感できるワンヘルス社会を具現化することである。東京が暮らしやすい社会となるためには、獣医師会と動物業界だけでなく、様々な業界が得意分野を繋ぎ合わせ、行政と一緒に同じ方向を目指す必要がある。その為には「ワンヘルス＝人畜共通感染症、薬剤耐性菌対策」という狭義な思い込みはまずやめる。残念ながら、ハルスプランでは対応できる規模ではない。行政においても、縦割り思考から脱却し、横断的思考が必要である。これらの解決策が条例制定であり、様々な関係者をつなぐことが可能となる。そして、小池都知事の視点である「100 年先も誰もが輝く、明るい東京の未来」こそ、ワンヘルスの理想である。気候変動や加速する少子化に対し、スチュワードシップ、すなわち『地球・自然は子孫からの預かり物であり、今の幸せだけでなく、子や孫の幸せを願う』という考えをもって、持続可能な社会を創る必要がある。そして、世界を惹きつける活力溢れる「東京」であり続ける為に、東京の魅力（経済と環境の健全性）を磨き上げ、都政の大イノベーションによって、「100 年先も誰もが輝く明るい東京の未来」を確かなものにしていく。

ワンヘルス条例制定が最重点要望であるが、以下の 2) 以降の内容は継続して要望しているもので、全てワンヘルス構想に包括されているものである。引き続き、検討していただきたい。

## 1) ワンヘルス条例制定に向け、議論の場 (One table) を要望

世界はワンヘルスをキーワードに動き始めている。2023年6月に発表された内閣府の骨太方針に「ワンヘルスアプローチを推進する」とうたわれている。本会では、条例化を視野にアドバイザリーボード（有識専門家集団）を設置し、東京都医師会と連携し進めている。先にも述べた通り、行政と様々な業界が連携して取り組む必要があることから、東京都とともに条例制定に向けての議論の場（one table）を設けていただきたい。

## 2) 東京都動物愛護相談センター設置に関する要望（保健医療局）

計画検討を進めている愛護相談センターの機能を拡充し、動物の課題への対応だけでなく、都民も集まれる動物関連総合施設としての側面も兼ね、地域住民も安心して受け入れられる総合的な施設構築を希望する。

## 3) 動物死体の検案及び埋葬に関する要望（保健医療局）

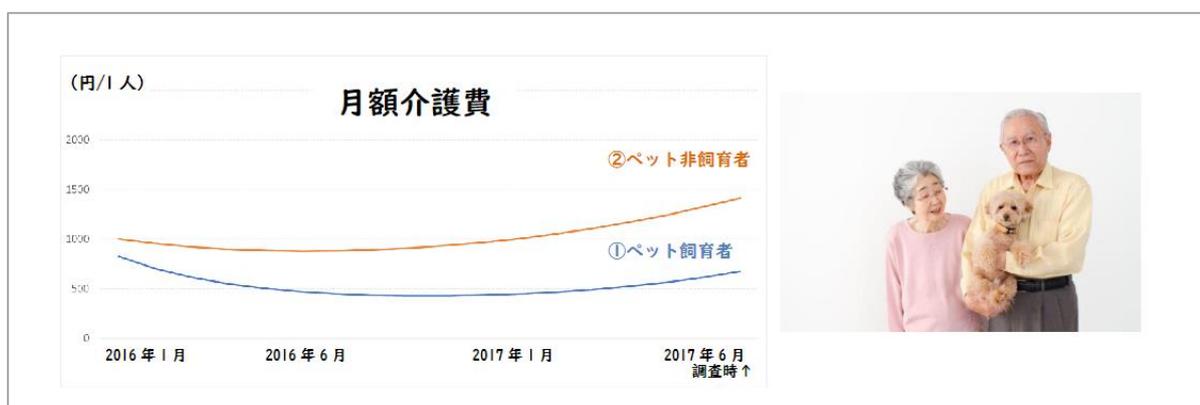
傷病野生鳥獣や都内公立学校で飼育されている動物が死亡した際の死体の検案及び埋葬については、人と動物の共通感染症に関するワンヘルスの取組みの一つである。現状、本会と霊園協会に対応しており、本事業充実の為、予算化を検討されたい。

## 4) 「小笠原ノネコ搬送に伴う感染症対策等事業」に関する要望（環境局）

2011年6月に「小笠原諸島」が世界自然遺産として登録されてから、13年目となる。後世に自然豊かな小笠原を引き継ぐためには、今後も継続的な保護・管理が不可欠であり、伴って永続的な予算が必要となってくる。2022年は13,000円、そして2023年には67,000円に増額していただいたが、引き続き今後も本事業を継続していくにあたり、実費弁済が必要なので、引き続き検討いただきたい。

## 5) 高齢者の動物飼育、ふれあい支援に関する要望（保健医療局）

東京都健康長寿医療センターは、「ペット飼育と社会保障費との関連性」に関する研究において、ペット飼育者は、利用する介護サービスの利用頻度が低く、介護費が半額となったと発表した。高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、ワンヘルスの重要な柱である人と動物の共生を実現するために、東京都が実施されている高齢者のためのeスポーツ事業と同様に、高齢者の動物飼育、ふれあい支援のために、本会並びに基礎自治体への助成を要望する。



東京都健康長寿医療センター 社会参加と地域保健研究チームの「ペット飼育と社会保障費との関連性」に関する研究論文より 米国科学誌「PLOS ONE (プロスワン)」掲載 Published: January 27, 2023

## 6) 身体障がい者支援事業（補助犬診療券給付事業）について（保健医療局）

数年継続して身体障がい者支援事業（補助犬診療券給付事業）について予算化を要望してきたが、都の担当部局より「補助犬の診療費は身体障がい者自身が負担すべきものである」という見解がなされた。一方、本会の原資である病院の窓口募金は、硬貨取扱の有料化により、掛かる手数料で激減。結果、給付金額の減額、または診療券の発行休止に直面している。本会としてはやむをえず、独自での対応を検討しているが、身体障がい者の生活支援でもあることから、再度検討の余地をいただきたい。

令和5年11月14日

東京都知事

小池 百合子 様

公益社団法人 東京都看護協会  
会 長 柳 橋 礼 子

一般社団法人 東京都訪問看護ステーション協会  
会 長 篠 原 かおる

### 令和6年度東京都予算に対する要望について

日頃から東京都看護協会及び東京都訪問看護ステーション協会の事業にご理解とご支援を賜り深く感謝申し上げます。

3年以上に及んだコロナ禍では、改めて保健医療従事者の確保の重要性が認識されました。

我が国では少子高齢化が急速に進んでおり、2040年問題に象徴される生産人口の減少に伴う看護職確保の困難という深刻な課題が、我々に投げかけられています。

また首都直下型地震の発生や新たな感染症の流行など今後の健康危機への対策も一層進めていかねばなりません。

これらの課題に備えるべく看護提供体制の基盤強化を強く要望いたします。

1. 持続可能な地域包括ケアシステム完成にむけた看護職の確保と看護の質向上について

日本看護協会の調査では、2021年度の看護職の離職率は前年度より上昇し、更に2022年度も状況の改善はみられない。

看護職の勤務環境整備のため以下の支援をお願いしたい。また国に対してもこの旨要請されたい。

(1) 看護職の処遇改善と働き続けられる勤務環境づくりへの支援（重点要望）

2022年10月に診療報酬改定により看護師処遇改善評価料が新設された。しかし対象となる医療機関が限定されておりその効果は限定的である。

看護職がそれぞれの職場において安定した環境で勤務が続けられるよう更なる支援の拡大と、すべての看護職の処遇改善に努めていただきたい。また国に対しても強く要請されたい。

(2) 看護管理能力の向上をめざした生涯学習への支援（重点要望）

コロナ禍では看護管理者のマネジメント能力の重要性が改めて認識された。今や医療機関・保健所・訪問看護ステーション・高齢者施設・地域包括支援センター等で活躍する管理的立場の看護職が多数いる。そしてこれらの看護職は研修時間の確保も難しい現状にある。これら管理的立場にある看護職を対象とした、マネジメント能力育成のため研修等への支援をお願いしたい。

(3) 保健活動に対する諸問題への支援

社会環境の変化や健康課題の複雑化・多様化に伴い、保健師の活動領域は拡大しており、以下の課題に対して支援されたい。

① 保健師の人材確保・定着促進

新型コロナウイルス感染症の拡大により、特に保健所における保健師の体制強化が喫緊の課題となり、この人材確保・定着は引き続き重要な課題である。

地域の健康危機管理体制を確保するため、保健所に総合的なマネジメントを担うことのできる保健師を配置されたい。

② 自治体保健師の人材育成について

厚生労働省の通知により、自治体は所属する保健師に対し研修等により体系的な人材の育成に努めることとされている。都においては、都・市・特別区における自治体保健師の標準的なキャリアラダーを提示するなど体系的な人材育成体制の構築に努められたい。

③ 産業保健に従事する保健師等看護職に対する教育の機会の確保

産業保健分野に従事する看護職は、労働者の健康を守る重要な役割を果たしている。しかし一人職場が多いため、研修を受講する機会が少ない現状にある。日頃の保健活動を通じてのいわゆる健康無関心層への働きかけがより重視されてきており、非正規雇用の看護職も対象とした研修の機会を確保されたい。

(4) 精神保健福祉体制の充実について

精神科病院の看護師による入院患者への不適切な行為があった。これを抑止するには、精神看護職の倫理教育の徹底、精神保健福祉にかかわる専門性の高い看護職の育成強化、また看護職自身のメンタルヘルス確保などの施策が重要である。さらに現場をマネジメントする看護管理者への支援強化、第三者評価受審の推奨も必要である。

東京都においては上記のほか、精神看護を専門とする専門看護師・認定看護師の活用に努めていただきたい。

(5) 医療機関・施設等でのカスタマーハラスメント対策（重点要望）

2022年10月の埼玉県ふじみ野市での立てこもり・医師等殺傷事件など患者から医療従事者への暴力事件が報道された。都の医療・福祉・保健の現場でも、これまでもカスタマーハラスメントの発生が確認されており、その対策は喫緊の課題となっている。

東京都においてはこの3月、サービスや商品を提供する企業を対象にカスタマーハラスメント対策支援の取組がはじまった。ぜひ医療従事者に対しても、相談窓口の設置、ハラスメント防止のための研修や対策マニュアル作成など、医療従事者が直面する患者や利用者からのハラスメント対策を講じられたい。

## 2. 多職種間のタスクシフト実現のため、専門性の高い看護職の育成と活用の支援

### (1) 特定行為研修修了者の活用の推進について

地域包括ケア構築の一層の充実という視点から、特に訪問看護ステーション、介護保険施設などでの特定行為研修修了者の更なる活用推進を図りたい。

また特定行為研修の推進については、これまでも教育機関への支援、研修費の助成などが実施されており、これらの一層の充実を図りたい。

### (2) 外来看護の機能強化

地域における健康と療養を支えるためには、特に医療機関から在宅療養へのつなぎ目となる療養支援等の看護機能が重要となる。このため診療報酬上で外来看護師の配置が評価されるよう、国に働きかけられたい。

また、医療機関の外來機能強化のためにもこれら看護職の生涯学習の拡大を支援されたい。

### (3) 多職種間のタスクシフトにより生じる看護職への負担の緩和

看護業務の担い手としての看護補助者の配置が診療報酬上で評価されており、看護補助者を対象とした研修、看護補助者と看護職との協働を推進するための看護管理者研修なども多くの医療機関で実施されている。

しかし看護補助者の離職は恒常的な課題となっており、看護補助者の就業、定着確保に更なる支援をお願いしたい。

さらに 膨大な医療データの統合・分析などでの DX（デジタルトランスフォーメーション＝デジタル変革）の推進、臨床現場での ICT（情報通信技術）の活用などにより看護業務の大幅な負担軽減が期待されており、これらの一層の推進に努めていただきたい。

### 3. 2040年の社会を見据えた、全世代の健康を支える看護機能の強化と医療提供体制の実現について

#### (1) 健康危機管理体制の整備

今後の新興感染症の発生や大規模自然災害に備えるためには、平時からの健康危機管理体制の整備が必要なことは言うまでもない。

これらに対応するための看護専門職育成に十分な支援を検討されたい。特に首都直下型地震にも対応できるよう体制整備を進めていただきたい。

#### (2) 切れ目のない子育て支援について

子育て支援事業は区市町村が実施主体となり実施されている。しかしサービス内容、利用者費用負担等の地域格差が課題となっている。特に産後ケア事業では、利用者に切れ目のない良質なサービスを提供することが不可欠である。

東京都において自治体間でのサービスの標準化を図るとともに、具体的な利用者ニーズに応えるためそれぞれのサービス提供施設への支援を検討されたい。

#### (3) ACP（アドバンス・ケア・プランニング）への当協会の活用

東京都が本年2月に実施したACPについてのアンケート調査では、ACPについて「知らない」と回答した人が6割、「人生の最終段階で受けたいもしくは受けたくない医療ケアについて家族や医療従事者等と話し合ったことがない」と答えた人が6割であった。

看護職は人生の最終段階においてその人に寄り添いながら支援していることから、ACP推進会議体への東京都看護協会の参画を希望する。

#### (4) 看護基礎教育4年制化について

医療の高度化、地域完結型医療推進に対応するためには、看護教育の拡充は時代の要請である。地域を支える看護職にはより広く深い学びが欠かせず、そのため修業年限の延長は必須である。

「看護基礎教育4年制化」を国に要望されるとともに、東京都においては、これを都立大学や都立看護専門学校で率先して実施されたい。

#### (5) 准看護師養成停止について

准看護師制度での教育内容は、今日の医療ニーズに対応し多職種と協働するなどの役割を果たすには十分ではない。安全な医療の確保の観点から准看護師養成を停止し、看護師への移行に力をいれるよう東京都として取り組むとともに、国に対して働きかけられたい。